

## (2) 福井大学工学部規程

平成16年4月1日

福大工規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、福井大学学則（平成16年福大学則第1号。以下「学則」という。）

第41条第2項に基づき福井大学工学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

**第1条の2** 学則第2条第3項に規定する、工学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(教育課程)

**第2条** 本学部学生の履修すべき科目は、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(共通教育科目)

**第3条** 共通教育科目の単位及び履修方法等については、福井大学共通教育履修規程（以下「共通教育履修規程」という。）の定めるところによる。

2 前項の共通教育科目とは、入門科目、基礎教育科目及び共通教養科目をいう。

(専門教育科目)

**第4条** 各学科の専門教育科目の最低修得単位数は、96単位とする。

2 専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

3 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 専門教育科目の履修等については、次条以下に定めるところによる。

(履修方法)

**第5条** 専門教育科目の履修方法は、別に定める。

2 演習、実験及び実習については、当該学科所属の学生を優先して取り扱う。

(履修手続)

**第6条** 学生は、履修しようとする科目について、毎学期所定期間内に、履修登録をしなければならない。

2 他学科の科目の履修登録は、制限を受けることがある。

(試験の種類)

**第7条** 試験を分けて、学科試験及び卒業研究の審査とする。

(学科試験)

**第8条** 学生は、第6条により承認を得た科目に限り学科試験を受けることが認められる。ただし、授業

時数の3分の1以上を欠席した者は、試験を受けることができない。

2 学科試験の成績考査は、各学期末に行う定期試験の結果と平素の学習状況によって行う。ただし、演習、実験及び実習の科目は、定期試験を省略することがある。

3 試験を受けて不合格となった科目を再履修せずに、次年度の学期末に再試験を受けようとする者は、所定の期日までに、担当教員の承認を得て再試験の申請をしなければならない。

4 病気その他やむを得ない事情により正規の試験を受けられなかったため、追試験を受けようとする者は、その事由が発生したときから2週間以内にその理由を付し担当教員及び助言教員の承認を得て追試験願を提出し、工学部及び大学院工学研究科教務学生委員会の審査を受けなければならない。

(卒業研究の審査)

**第9条** 卒業研究は、所属学科の定める期日までにその報告を提出したものについて審査し、可否の判定を行う。

2 前項の審査を受けようとする者は、卒業研究の題目及び計画概要を所属学科の定める期日までに当該学科に申し出て担当教員の指導を受けなければならない。

3 卒業研究に着手しようとする者は、3年次終了時に当該学科所定の共通教育科目及び専門教育科目の単位を修得しておかなければならない。

(成績の評価)

**第10条** 学則第46条第2項に規定する成績評価は学科試験その他の適切な方法により学修の成果を評価し、秀、優、良、可及び不可の5段階でこれを表示する。

2 前項の成績評価は、福井大学における成績評価基準等に関する規程の定めるところにより行う。

3 再試験による科目の成績は、可及び不可の2段階で評価する。ただし、特に良の評価をすることがある。

(単位の修得)

**第11条** 成績評価が秀、優、良及び可の科目は、規定単位を修得したものとし、不可の科目は、修得しないものとする。

2 一授業科目の単位を分割して修得することはできない。

- 3 卒業研究の審査に合格した者は、当該学科所定の卒業研究の単位を修得したものとする。

(卒業及び学位の授与)

**第12条** 共通教育履修規程及び本規程による所定の単位を修得することをもって、本学部の課程修了とする。

- 2 前項の課程修了者に福井大学学位規程（平成16年福大規程第30号）の定めるところにより、学士の学位が授与される。

(転学部及び転学科)

**第13条** 本学部に在学する者で、転学科を願い出た者については、選考の上許可することがある。

- 2 本学他学部から本学部に転学部を願い出た者については、前項に準ずる。

(教育職員免許)

**第14条** 本学部の卒業者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条によって理科又は工業の教科について高等学校教諭の免許状を受ける資格がある。

- 2 前項の資格を得るためには、所定の単位を修得しなければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年4月1日入学者を除く。）は、当該学生が在学していた福井大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を従前のとおり本学において行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成16年6月18日から施行する。ただ

し、別表2の改正に関する部分は、平成16年度入学生から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年2月17日福大工規程第1号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に入学した者は、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年3月4日福大工規程第1号）

この規程は、平成27年3月4日から施行する。

**附 則**（平成28年3月4日福大工規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者は、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月4日福大規程第96号）

- 1 この規程は、平成28年7月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者は、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年2月19日福大規程第21号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者は、なお従前の例による。

**附 則**（令和6年3月19日福大規程第8号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 福井大学学則（平成16年福大学則第1号）第2条第3項の規定に基づく 工学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

（平成28年4月1日 学長裁定）

工学部では、グローバルな視点で夢を描き、それを形にできる技術者を「グローバルイマジニア」と呼び、人材育成の基本コンセプトとしつつ、安全で安心な社会の創造のための基礎的な知識・教養、幅広い専門知識に裏打ちされた高度な専門能力に加えて、歴史や文化、習慣の違いを超えて世界の人々と協働し、倫理観を持ち主体的に行動できる総合的な能力を持つ技術者・研究者を養成する。また、工学部では、安全で安心な社会の創造に寄与することを目的に、広く工学全般にわたって教育研究を行い、その成果を社会に還元する。

工学部各学科の目的は、以下のとおりとする。

### ○機械・システム工学科

多種多様な革新的機械・システム技術の創造に貢献し、ものづくりを通して、安全で安心な社会の構築と持続に貢献できる人材を養成する。

### ○電気電子情報工学科

電気工学から発し、歴史とともに拡大・細分化してきた通信工学、半導体工学、計算機工学、情報工学の学問分野を電気系（連続系）と情報系（離散系）で分割した従来の2学科体制を改めて一学科に統合することで、電気系、情報系の学問基礎の体系的な習得と両分野に跨る分野横断的な応用力と実践力を有する人材を養成する。

### ○建築・都市環境工学科

これまでの建築建設工学科を継承、発展させて建築・都市環境工学科とし、長年にわたり培われてきた建築と土木の専門性に根差しつつも、新たに顕在化しつつある課題すなわち社会基盤施設の維持管理や保全、国土の強靱化、少子高齢化社会への対応、環境調和型の生活空間の構築等に即した教育内容に改善し、安全で安心な社会生活環境の実現に貢献する実践力ある人材を養成する。

### ○物質・生命化学科

物質の構造や性質、その反応に関わる法則などを探究する「物質化学」、生命現象を化学の視点から解明する「生物化学」、物理法則を基礎として材料を取り扱う「材料工学」に関する専門知識を教育する。さらに、繊維をはじめとする高性能・高機能材料の創製や関連科学技術の開拓、医学・工学の融合分野へのバイオテクノロジーの展開などを通じて身につけたスキルや知恵、高い倫理観を駆使し、人類の健やかな生活と持続可能で豊かな社会の実現に向けて、地域社会から国際社会の様々な分野において活躍できる人材を養成する。

### ○応用物理学科

工学の幅広い分野に対応できる確固とした理工学の知識・思考方法・応用能力を修得するとともに、総合的な実践力や産業関連知識を自ら学び、課題解決につなげる力、グローバルな行動力、倫理観を身につけた物理を中心とした基礎科学を応用展開できる人材を養成する。